

■ (仮称) 新リサイクルセンター整備及び維持管理委託事業 第2回募集要項 (参加資格申請以外)に関する質問への回答

【建設工事請負契約書案に関する質問】

No.	項	項目番号		項目名	質問内容	回答
1	9	第18条	1項 4号	条件変更等	本号に「施行」とありますが、正しくは「施工」との認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。建設工事請負契約書案を修正します。
2	10	第21条	2項	受注者の請求による工期の延長	本項後段で発注者の費用負担の要件として発注者の帰責性があります。他方、同じく不可抗力による損害等の費用負担を定めた第20条第3項では、発注者の帰責性は要件になっておりません。つきましては、本条における費用負担についても、天災等の不可抗力による場合には第21条3項および第29条の定めによるものと理解して宜しいでしょうか。	工期延長の原因が発注者の帰責事由によるものでない場合は、延長により受注者に生じる増加費用は受注者負担となります。
3	18	第43条	2号 5号	発注者の催告による解除権	第2号と第5号は履行の遅延に関する事由と考えますが、受注者側に遅延に関しての帰責事由があることが前提であるとの認識で宜しいでしょうか。	第43条各号の事由による解除については、第43条の3で発注者の帰責事由による場合は解除できないと規定されていることから、受注者の帰責事由は必ずしも解除の要件にはならないと考えます。
4	22	第46条の3	1項 1号	受注者の損害賠償請求等	「前条又は前条の2」とありますが、正しくは「第45条又は45条の2」との認識で宜しいでしょうか。	ご指摘のとおりです。建設工事請負契約書案を修正します。
5	24	特記規定第19条	2項	債務負担行為に係る契約の分部払の特則	算定式中に9/10のご記載がございますが、9/10の式を削除していただけないでしょうか。当該算定式は9分金の扱いになるかと存じますが、貴組合・事業者共に交付金申請・受領・支払上の手続きが煩雑化する恐れがあるためです。	現案のとおりとします。
6	27	特記規定第15条	2項	運転支援事業者及び運転事業者との協力等	「受注者の教育が教育計画書通りに実施され、運転職員等に対する指示に誤りがなかったことを受注者が明らかにしたとき」とのご記載がございますが、受注者は運転事業者（運転員を含む）の行動を監視することはできず、受注者に誤りがなかったことを明らかにすることは困難であり、受注者にとって過度なリスク負担（困難な証明責任が受託者所掌）となりますので、「明らかにしたときは」という文言を削除頂けませんでしょうか。ご変更頂けない場合、どのような方法をもってすれば「明らかにした」と貴組合にお認め頂けるのか、事例をご提示頂けませんでしょうか。	原案のとおりとします。具体例として、教育計画等にて教育内容を記載した書類の確認、運転支援事業者又は当組合による運転事業者（運転職員）へのヒアリングにより、当該教育計画書とおりに実施されたかどうかをもってして、運転職員等に対する指示に誤りが無かったかどうかを判断します。
7	27	特記規定第15条	2項	運転支援事業者及び運転事業者との協力等	「運転職員等に対する指示に誤りがなかったことを受注者が明らかにしたとき」とありますが、ここにいう「指示」とは具体的にどのようなものを想定されているかご教示いただけないでしょうか。受注者と運転事業者（運転職員）間には委託契約や雇用契約がございますので、具体的な作業内容等に対する指示は無いものと理解しています。	設備、機器等の使用方法の説明を意味するものとお考えください。
8	27	特記規定第15条	3項	運転支援事業者及び運転事業者との協力等	「発注者は当該損害が自ら又は監督員の指示が不相当であることに起因する場合を除き、かかる損害については責任を負わない」とございますが、受注者は契約関係の無い運転事業者を指揮命令できないため、当該損害が運転事業者の作為又は不作為に起因する場合も受注者は責任を負えません。つきましては、係る例外事由に運転事業者の作為又は不作為に起因する場合を追記していただきたくお願いいたします。	本項でいう受注者は建設工事請負事業者を指し、本項は工事目的物の契約不適合の責任について規定するものであり、運転事業者の故意・過失に基づく責任を規定するものではありません。現案のとおりとします。